

平成24年第4回

香美市議会臨時会会議録

平成24年 7月30日 開 会

平成24年 7月30日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 4 年 第 4 回

香美市議会臨時会会議録

平成 2 4 年 7 月 3 0 日 月曜日

平成24年第4回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成24年7月30日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 7月30日月曜日（会期第1日） 午前 9時35分宣告

出席の議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 有元和哉 | 12番 | 山崎龍太郎 |
| 2番 | 矢野公昭 | 14番 | 片岡守春 |
| 3番 | 山崎眞幹 | 15番 | 竹平豊久 |
| 4番 | 利根健二 | 16番 | 島岡信彦 |
| 5番 | 濱田百合子 | 17番 | 石川彰宏 |
| 6番 | 山崎晃子 | 18番 | 竹内俊夫 |
| 7番 | 爲近初男 | 19番 | 前田泰祐 |
| 8番 | 千頭洋一 | 20番 | 山本芳男 |
| 9番 | 織田秀幸 | 21番 | 小松紀夫 |
| 10番 | 比与森光俊 | 22番 | 西村芳成 |
| 11番 | 依光美代子 | | |

欠席の議員

13番 大岸眞弓

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

| | | | |
|--------------|------|--------|-------|
| 市長 | 門脇慎夫 | 福祉事務所長 | 岡本明弘 |
| 副市長 | 明石猛 | 産業振興課長 | 佐々木寿幸 |
| 総務課長 | 山崎綾子 | 林業事務所長 | 久保和昭 |
| 政策企画財政課長 | 濱田賢二 | 建設課長 | 宮地和彦 |
| 会計管理者兼会計課長 | 野島恵一 | 上下水道課長 | 岡本博章 |
| 管財課長 | 岡本博臣 | 《香北支所》 | |
| まちづくり推進課長 | 今田博明 | 支所長 | 二宮明男 |
| 市民保険課長 | 山崎泰広 | 地域振興課長 | 舟谷益夫 |
| 健康介護支援課長 | 丸内一秀 | 《物部支所》 | |
| 税務課長 | 阿部政敏 | 支所長 | 小松清貴 |
| 収納課収納班長 | 中山泰仁 | 地域振興課長 | 和田隆 |
| ふれあい交流センター所長 | 高橋千恵 | | |

【教育委員会部局】

| | | | |
|-------------|------|------------|------|
| 教育長 | 時久恵子 | 生涯学習振興課長 | 田島基宏 |
| 教育次長兼教育振興課長 | 後藤博明 | 学校給食センター所長 | 竹内敬 |

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 岡 村 愛

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度香美市一般会計補正予算（第2号）

議案第 67号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第3号）

議員提出議案の題目

意見書案第 11号 オスプレイを配備、訓練飛行させないよう求める意見書の提出について

議事日程

平成24年第4回香美市議会臨時会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成24年7月30日（月） 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

（1）行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度香美市一般会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第 67号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第3号）

平成24年第4回香美市議会臨時会追加議事日程

（会期第1日目 日程第1号の追加）

日程第1 意見書案第 11号 オスプレイを配備、訓練飛行させないよう求める意見書の提出について

会議録署名議員

2番、矢野公昭君、3番、山崎眞幹君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時32分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから平成24年第4回香美市議会臨時会を開会をいたします。

議事日程に入る前に報告します。13番、大岸眞弓君は所用のため欠席という連絡がありました。

これから日程に入りますが、その前に平成24年第4回香美市議会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨も明けて毎日30度前後の厳しい暑さが続いておりますが、議員各位、執行部には公私ともにご多忙の中を本臨時会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

7月の月上旬から中旬にかけての北九州地方においては、1時間当たり100ミリに達する雨量が4時間にわたって降るなどの集中豪雨によって河川が氾濫したり、土砂崩れで住宅が崩壊するなど3県で死者が30人、行方不明者が出るなど大きな災害が今年も発生をいたしました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。また、香美市でも7月11日から12日にかけての集中豪雨により、物部町笹地区で山崩れによる県道の崩壊で14名の方が孤立状態になるなど多くの災害が発生をいたしました。幸いなことに人身災害がなかったことが何よりでありました。

さて、本日の議会臨時議会に市長から提出された議案は、平成24年度香美市一般会計補正予算（第3号）を含む2件であります。後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては慎重な審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いいたします。

追加案件として、議員提出の意見書案1件が予定をされております。また議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期臨時会を通じて2番、矢野公昭君、3番、山崎眞幹君の両君を指名いたします。両名はよろしく願い申し上げます。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長（前田泰祐君） 改めましておはようございます。本日招集

されました平成24年第4回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど開催をされました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり本日1日としました。なお、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日の臨時会に付議された提出議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し審議に付し、本会議方式により採決します。

続きまして、意見書案について協議しました。オスプレイを配備、飛行訓練をさせないよう求めるもので、緊急の案件として本日追加議案として議題とすることに決定をいたしました。

そのほか議会運営につきましては、従来のとおりでありますので議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 委員長の報告を終わります。

お諮りします。今臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告をします。

平成24年第3回議会定例会において決定をいたしました鳥獣被害防止策の充実を求める意見書ほか2件の意見書は、衆・参両議院議長、内閣総理大臣及び関係各大臣へそれぞれ送付をいたしました。また、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による私債権放棄の報告について報告書のとおり報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第4、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市一般会計補正予算（第2号）及び日程第5、議案第67号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第3号）を一括議題とします。

行政の報告及び提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日、平成24年第4回香美市臨時会

を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは住民福祉の向上に対しまして各地域でのご活躍に心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、今臨時会において提案をさしていただいております議案についてであります、その内容の多くは災害復旧事業にかかわるものであります。皆様も既にご承知と存じますが、去る7月11日夜から降り始めた異常な豪雨は物部町北部に集中し、笹地区におきましては12日の午前2時から午前6時までの4時間で258ミリもの雨量を観測し、広範囲に甚大な被害をもたらしました。この集中豪雨により、物部町においては主要幹線道路が各地で寸断をされ、笹地区、久保和久保地区、桑ノ川地区、中津尾地区への車両通行が不可能となりました。特に笹地区においては、電気や電話も不通となり、さらには住民の安否も一時確認ができない状況となりました。

このことから、7月12日午後4時に災害対策本部を、物部支所に物部災害対策支部を設置し、孤立集落の住民の安否確認と被災現場の現状把握並びに関係各署への協力要請や支援物資の準備など、それらと並行して救助活動計画の検討を速やかに行いました。

笹地区の住民安否につきましては、地区住民とともに孤立状態となっていた住友共同電力株式会社の従業員により会社専用電話を経由して、住民は安全であり健康状態も問題ないとの情報が午前中に寄せられ、死傷者はないことが確認をされました。そして、災害発生の翌日13日午前8時から、消防本部や県の消防防災ヘリコプターと連携しての笹地区の救助活動並びに他の地区の現地調査を開始をいたしました。

笹地区におきましては、まず初めに防災ヘリによる救助部隊の降下ポイント調査を行い、その後市職員2名と消防署員2名を笹地区明賀に降下させ、また地上からも市職員2名、香美警察署員2名、地元住民2名が陸路で現地に向かい、順次住民宅を訪問して体調確認を行うとともに、速やかに避難するよう説得を試みました。この現地調査の結果、当時笹地区で孤立していた地元住民7名、地区外住民5名、住友共同電力従業員2名、合計14名全員の安否を確認し、避難に応じた5名のうち陸路での避難が困難な4名を消防防災ヘリにより物部町大柵の柳沢グラウンドへ搬送をいたしました。残る9名については避難を施すも自宅には十分な水や食料もあり、このまま自宅にとどまりたいとの意向から、その後の天候に配慮し、支援物資の輸送スケジュールの確認と衛星電話による連絡体制の確保などを行った上で住民の意向を尊重することとを判断し、救助部隊全員が一旦同地区から撤退をいたしました。その後、関係機関の迅速かつ懸命な復旧作業により、電力が13日の午後6時50分に復旧、14日の午後3時30分には電話回線も復旧しました。15日からは災害対策本部と物部災害対策支部に緊急連絡員を配置し、救援要請の際には速やかに対応できる体制を配備した上で待機をしておりました。17日には残留している住民に医薬品を届けるため、陸路で現地に市職員を派遣をいたしました。また、新たに避難を希望した住民1名の搬送と支援物資を運搬するため、消防防災ヘリの出動を要請し、避難者1名の搬送を無事完了した後に、食料品と燃料あわ

せて約250キロの支援物資を3回に分けて搬送しました。18日には県道大豊物部線の応急工事が完了したことから、車両の通行も可能となり、現在は避難されていた地元住民の方々も無事に帰宅されています。

久保和久保地区におきましては、当該集落の約500メートル手前の林道路側が延長30メートルにわたり崩壊しており、13日の午前中に市職員3名が徒歩で現地調査に入り、住民の体調確認などを行い、二、三日分の非常食と飲料水を搬入しました。その後は速やかに救援が行える体制を整備した上で待機しておりました。17日には林道の崩壊現場の山側に仮設歩道を整備し、現在は徒歩ではありますが生活物資の運搬は可能な状況であります。

桑ノ川地区におきましては、14日に市道桑ノ川線が延長25メートルにわたり山腹及び路側の一部が崩壊し、一時車両通行が不可能となっておりますが、同日中には林道河口落合線及び作業林道を迂回路として整備し、現在は迂回して車両通行が可能となっております。

中津尾地区におきましては、国有林道の側道が崩壊しておりましたが、17日には仮設道が設置され、18日からは車両の通行が可能となっております。

このような経過により、7月18日には全ての地区のライフラインが応急的に復旧したことから、同日午前8時30分に災害対策本部と物部災害対策支部を解散をいたしました。

以上、7月12日の集中豪雨による災害発生から現在までの経過を申し上げましたが、今後は今回の集中豪雨や台風4号などにより被災した施設の完全復旧に鋭意取り組んでまいります。

なお、被災件数及び被災概況につきましては次のとおりであります。復旧工事費については、詳細設計や災害査定が完了してないことから概算の金額となります。

市道や河川護岸の被害状況については、土佐山田地区で4件、香北町地区で6件、物部町地区で14件が発生しており、これらの災害箇所に対する復旧工事費は5億3,200万円となっております。中でも物部町地区の市道別府土居新屋敷線は被災延長200メートル、復旧工事費が2億円。また市道桑ノ川線は被災延長25メートル、復旧工事費は1億1,000万円となっております。

がけくずれ住家防災対策事業の対象となる被災箇所は10カ所で発生としており、復旧工事費は2,500万円となっております。

林道施設の被災状況については、物部町地区において9路線12カ所で路側決壊が発生し、被災総延長は約525メートルとなっております。香北町地区では1路線で延長30メートルにわたり山腹崩壊が発生をいたしました。これらの災害箇所に対する復旧工事費は1億2,000万円となっております。さらに多数箇所では暗渠の閉塞、路側面を覆う大量の流出土砂の取り除き作業などを順次行い、早期に不通林道の復旧を図ります。また、森林の山腹崩壊や溪流などの決壊に対する復旧につきましては、復旧治山事業によ

り対応を県担当局に要望するとともに、山地災害防止事業の早期実施に向けて測量設計委託を行う予定です。

農地や農道の被災状況については、物部町地区において農道2件、農業施設3件、香北町地区では農道3件、農地2件、農業施設1件、土佐山田町地区では農道3件、農地2件、合計16件の災害が発生し、これらの災害箇所に対する復旧工事費は4,740万円となっております。

以上、被災件数と被災概要及び概算の復旧工事費についての説明を終わります。

それでは、今臨事会に提案をする議案の説明をさせていただきます。

まず、専決処分事項の承認を求めることについて、承認第10号は、平成24年度香美市一般会計補正予算（第2号）について、7月11日から12日の集中豪雨による崩土取り除きなどを行う修繕費の追加及び災害復旧に係る測量設計委託の追加によるものです。平成24年7月17日付で専決処分をいたしました。

続きまして、議案第67号は、平成24年度香美市一般会計補正予算（第3号）について、7月11日から12日の集中豪雨や台風4号などにより被災した施設の災害復旧事業の追加のほか、宝町体育館用地購入費の追加、地方債の補正を行うものです。

以上、承認1件、議案1件の提案を終わりますが、議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照いただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君）　これで行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、本臨時会に提案された承認第10号及び議案第67号の案件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　異議なしと認めます。よって、本臨時会に提案された議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから日程第4、承認第10号、専決処分事項の承認を求めるについて、平成24年度香美市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君）　おはようございます。承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市一般会計補正予算（第2号）を説明いたします。

承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成24年7月30日提出、香美市長　門脇槇夫

専決処分項

平成24年度香美市一般会計補正予算（第2号）

平成24年度香美市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,027万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億6,131万8,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年7月17日専決、香美市長 門脇慎夫

なお、歳入歳出予算補正10-4ページから10-10ページ、それと歳入歳出補正予算事項別明細書、これは10-11ページから10-13ページ及び歳入歳出予算の款別の補正予算10-14ページから10-16ページまでの概略については細部説明書にお示しをしておりますので省略をさせていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。災害に対して迅速な対応、敬意を表するところであります。

少しこの専決の部分で、15ページから16ページに各測量設計委託等をさまざまやっておりますけど、ちょっとご協議いただきたいのは、こういう災害関係で急ぐ場合ですわね、どれぐらいの業者の方に随契でやると思うんですけど委託の方向で動いて、スケジュールも含めてですねやはりスピードが求められる中で流れはどういうふうになっているのか少し確認させていただきたいと思いますが。

○議長（西村芳成君） 支所長。

「わからん」という声あり

○議長（西村芳成君） うん？わかんない。

建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。先ほどのご質問ですが、全体各課の事業を総括して出しております。林道にしても農業災にしても、それから道路災、河川災にしても、まずは初動の中で査定設計を受けるところの準備には期間が一定制限がございますので、その部分は早期に現地調査ということになります。その部分については今各課別によるとですね、例えば道路事業であれば技術公社への依頼をお願いするとか、ある程度金額の算定の部分がございますので、そういうような調査機関をお願いをするという形をとっております。業者については林道、それと農政、そして道路事業おのおの違う箇所をお願いをする予定をしております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） はい。農業、林道を含めて違うところということでもちろんそうでしょうが、実際件数では4件、13件、10件というふうに件数出てますが、大体1件ごとに対してあたりをとるとか、それとも先ほど言われた技術公社みたいなところに話を持っていくのか、その点を再度確認させてください。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。お答えをします。

今回は物部を突出してですねやっぱり被災が多いわけですので、香北、山田の地区はですね職員で十分時間的に作業可能でございます。まずは物部の調査は大きい災害がございますので、その部分はですね一定そういう機関にお願いをして調査するという形をとっております。全件大体お願いをしております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） では質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第10号を採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第10号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議案第67号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 議案第67号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

平成24年度香美市一般会計補正予算（第3号）

平成24年度香美市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,137万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億9,269万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年7月30日提出、香美市長 門脇樞夫

なお、第1表 歳入歳出補正67-3ページから67-9ページまでと、そして歳入

歳出補正予算事項別明細書こちら67-11ページから67-13ページまで、次に款・項・目・節の内訳67-14ページから67-21ページまでにつきましては、議案等細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略をさせていただきます。

次に、67-10ページ「第2表 地方債補正」、これにつきましても細部説明にて概要をお示ししておるとおりです。4事業について変更し合計2億5,840万円を増額し、限度額を19億9,096万6,000円としました。

次に、本年度の一般会計予算に係る市債の内訳資料につきましては、細部説明書に別紙として資料にお示しをしておるとおりです。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じです。

以上で補足説明終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） はい。15番、竹平です。

この補正予算に関連をしておすね、この今回の主なこの災害への補正に載っておりますこの災害に対する県への一応アプローチということについてお聞きをしたいと思えます。

今回のこの梅雨豪雨、先ほど市長そして議長の被災状況報告のとおりですね、この特徴の一つとして、ふだんはすね静かな、割と静かな流れの中小の河川、谷川こういったものがこの集中豪雨で氾濫をして、そのためにすねこの河川、中小の河川沿いにあります住居地、そして農地、農道、施設、それから飲料水の施設、それから農業用の施設とそれから耕作道、こういったもろもろの市民の財産、施設に被害をもたらした側面があるというふうにお考えしております。そうした中ですねこの復旧事業となると、まず今申しましたように河川沿いにあるこういったいろいろのもろもろの施設、これの復旧工事が急がれるわけですが、これを逆に申しますとこの中小河川に係る復旧事業のすね進捗状況、これが思わしくないとすね今申し上げましたその上の部分にありますもろもろの施設すね、こういった施設に対しての復旧作業にも影響が出るということになると思えます。そこで、今回のすねこの災害の復旧、これを早期に図っていくためには特にこの中小河川の管理者、県の交渉すねそして協議、これが急がれると思えますが、そのあたりのすね具体的な方策とあわせてすね、これは指摘事項というか特に私申しておきたいのはすね、今からちょうどこれは梅雨の豪雨でございましたが、これからちょうどまた台風のシーズンにもかかってくるという中ですね、そういった対応のいかんによっては特に住居地なんかについて被害がこれ以上進行するとすね、これは一言で天災という言葉では片づけられない人災という側面もあわせ持つと思えますが、そのあたりをあわせてすね県との交渉、協議、ここを強く求めるわけですが具体的な方策をお願いします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。今回の特徴からいくと道路の決壊よりも河川の洗堀とか護岸の流れというようなケースがございます。それぞれ管理河川、県で県河川であれば県との協議、そして通常の谷川になると普通河川という扱いになろうかと思いません。その点は市が単独で計画を提案をしていくという復旧になります。一時応急が必要な箇所についてはですねこれからも支所との協議の中で必要な部分は手を入れていかないかん、そういう思いをしています。高知県との関連、河川につきましても、なかなか河川の流水断面が本来提案の部分でございます。それ以上の防備ができるかということになるとなかなか県のほうもできない部分が明確になってきます。そこはまたうちからお願いすること、それから県のほうへ協力をもらうこと協議をしていきたいとそんなに思っております。

○議長（西村芳成君） 15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） ご答弁ありがとうございます。今課長がそういった答弁でございましたがですね、私心配するのは先ほど言ったようにこれ以上被害が進行すると、先ほど言ったような場面に出くわすということです。

それともう1点はですね、今ちょっと情報によりますとですねこういった災害認定を受けてそしてこの補正予算も組んで事業を進めていったとしてもですね、県と国とが事業にかかわってくると、非常に工期がそれぞれの事務処理から手続から長引くというようなことが言われております。で、この災害というのはですね特にそういった危険地域におる方々にとってはですね喫緊の問題であろうというふうに思いますので、その点を特にね強調して言いたいのはですね、今からこの補正予算を組み、また順次災害の復旧に当たっていくということであればですね、せめて年度内、遅くとも年度内にはですねあらかたのこういった復旧工事が完了するというようなところのね姿勢を示していただきたい。そうすることによって市民の皆様方もですね、またそういっためどを持つことによって安心感も見えてくるんじゃないかというふうに思いますが、再度そのあたりの答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。今回の災害につきまして、6月の降った雨がもう8月に査定を受ける、そういう準備をしております。今回の災害についてはですね、河川、道路については9月ぐらいが査定の時期ではなかろうかと想定をしております。また、農地とかそういう部門はですね11月ぐらいになろうかと思えます。ただ、これからまだ台風シーズンを過ごしますので、その間については新たな災害になる恐れもあります。そこは二次被害が太らないように今の手だてを何とかしていかないかんと思っております。なかなか全てできるかというてもそこもまた仮設備的な要素もございますので、なかなかできない部分もあろうかと思えます。ただ、年度内に何とかすべてを完了

したい、その思いで進めていくつもりでございますのでよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。

20ページの10款、教育費の体育施設費の体育館の用地の購入費ですけど、これは坪単価どれくらいで購入されたのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

坪単価というご質問ですけど、一応平方メートル当たりの単価ということで2万2000円を予定してございます。平方メートル当たり2万2000円です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。2点伺います。

まず、17ページ、総務管理費の中で、基幹集落センターの構造部材が混在していることが判明しということで増額の補正になってますけれども、こういうことが当初の図面等でわからないものなのか、実際ね発注かけるときに、その点を1点。

そして先ほど依光議員との関連でありますけれども、駐車場の部分の購入ということでもありますけれども、実際どういう経過をたどって購入に至ってどういう方向性をお持ちなのか、そこについてね、社会体育施設を建てかえるということは以前の議案にもちろん出てましたけれども、そこで建てかえるのか、何か別なのか、そこを買うということはやっぱり今後ですわねどういう展開を考えているのか、その点をお願いします。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） はい。山崎議員の集落センターの耐震診断の関係でございますが、当初予算の見積もりにつきましては、建設課の建築担当のほうにお願いしたものです。それについて延べ床面積を知らせてくれということで単純に延べ床面積で予算要求をしたものです。それで実際発注に当たって詳細図面数十枚を渡して、さあ発注しようかというところでですね基幹集落センターの2階の屋根の部分におきまして鉄骨づくりということが判明してですね、これではちょっと予定外のことです予算が足りないということになりました。この増額については構造が複雑で計算に手間がかかるということと、それと鉄骨につきましてもその経年による劣化診断のために超音波検査をせにゃいかんとかいうこともありまして、85万3,000円の増額ということになっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

今回駐車場の隣接したところには新しく緊急用の備蓄倉庫もございますので、そうい

ったところ等も複合的に研究もさしていただきたいと思っております。また、その用地一体化をすることによりまして、その建物をどの位置にどれくらいの規模を建てるかということをもた今後建設に当たっては設計をしていきたいとこのように思っております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。17ページで伺います。

3款、民生費の1目、社会福祉総務費の1節、報酬で地域福祉計画策定委員会委員報酬とありますけれど、これはどのような方が委員になっているのか、何人なのかお伺いします。それと、9節の旅費ですけど、地域福祉計画策定委員会委員費用弁償とありますが、視察とかに行かれるのでしょうか、お伺いします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 地域福祉計画策定委員会委員のメンバーですが、福祉関係の方々それから、それと職員で構成をしております一応13名の予定です。それから、旅費については、その委員さんの委員会へ出てくるための交通費ということ

です。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 関連です。

報酬の1節、報酬の中のその委員会の福祉関係の方々とおっしゃいましたけれども、その福祉関係の方々っていうのは具体的にお伺いできないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 予定しておる方はですね、まず県の職員、中央東福祉保健所長、それから郡の医師会の副会長、それから社協の会長、それから民生委員の連合会の会長、それから福祉施設の関係、それから知的障害者の相談員、それから議員さんも2名予定をしております。それから市役所の職員、各課長が4名ということに一応予定ではしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。1点伺います。

10款、教育費、20ページでありますけれども、この寄宿舍の管理運営費1,140万6,000円の追加ということで、平成23年から繰り返した部分に対してまだプラスで防水工事等の追加ということですが、ちょっと漠然としてわからないのは、この防水工事等の追加というその中身ですわね、1,100万円かけてどういう工事をする

のか、その点をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、この工事につきまして全体的な工事にしますと、工事の概要につきましては寄宿舎等の耐震補強、非構造部材料の工事とこれは強化ガラス、外壁、内壁等の改修です。それとですね、2つ目に厨房棟の解体、撤去。それから機械室棟の解体、撤去。それから倉庫棟の解体、撤去。それから食堂棟の改修です。

まず、経過としまして、当初の部分におきましては主な工事につきましてはこの7月、今月と8月の夏休み休業中に施工を完了する予定をしておりました。ただですね、繰り越しする際にです、には、まず文科省の建築単価をもとに積算をしておりましたところ、その後ですね委託した実施設計の中で、大幅にその違いが出てきたということがありまして、現在工事につきましては保留をしております。その理由としまして、まず、これはご指摘のとおり繰越事業でございますのでこれで事故繰りとなりますと、一切起債が充当できなくなるということで、急遽改めてこの1,100万円余りのですね補正を追加するという事になったわけです。

大きな違いはですね食堂棟の様相がえでございます。まず、食堂棟につきましては当初計画では全体面積の162平米のうち40平米を解体、撤去を行うということにしておりましたが、その後、学校、それから調理担当者との協議しておりまして、収納室、休憩室、更衣室の新設、トイレ改修等が必要であるというため81平米、倍に増加をしております。それにおきまして経費が大幅に増というふうになりました。それとですね先ほど指摘ありました屋上防水につきましては劣化が激しくなっておりましたので、全体の防水工事を行うということにしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎です。

17ページですけれども、先ほどの民生費の地域福祉計画のほうですけれども、これ今年度策定をされると思いますが、この地域福祉計画、地域住民の方々にね知らせて協力してもらったりっていうことが出てくるかと思うんですけれども、策定した後にはどういう形で地域の方々に知らせていく予定でしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） まず、計画については広報でお知らせをしていきたいとは思っております。それと計画書を配るといのはなかなかできませんので、概要版を作成をして住民の方に知らせていこうかというように考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。

20ページの先ほどの寄宿舎の改修のところですけど、厨房だとか倉庫だとかを撤去する、それから食堂のおおむねが模様がえということでしたけれど、以前に大宮小学校を建てかえのときに学童をそこへ入れたらということでスペース的でないからというときに、この食堂を使わなくなったここを改修するときにまた検討するというお話が出てきましたけど、そういうことはされたでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

学童の移設につきましては検討しておりません。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時21分 休憩）

（事務局が追加議事日程を配付）

（午前10時23分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

お諮りします。

ただいまお配りしました意見書案第11号については、緊急の案件として日程に追加し、本日の議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第11号は、本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

これからの会議日程はお手元にお配りしております追加議事日程、日程第1号の追加に記載のとおりであります。

これから日程第1、意見書案第11号、オスプレイを配備、訓練飛行させないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者の提案理由の補足説明を求めます。5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 意見書案第11号、オスプレイを配備、訓練飛行させないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成24年7月30日提出

香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議會議員 濱田百合子、賛成者 同竹平豊久、賛成者 同 比与森光俊

案文を朗読しまして意見書を提出とさせていただきます。

オスプレイを配備、訓練飛行させないよう求める意見書（案）

7月23日、米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ12機が米軍岩国基地に陸揚げされました。米軍の計画によると、試験飛行などを経て8月中には沖縄県の普天間基地に配備し、10月初旬から本格的に運用する方針を示しています。飛行訓練ルートは本州、四国、九州と日本列島のほぼ全土に及び、本県上空のオレンジルートも対象となっており、本市にも直接影響があります。

オスプレイは開発段階から事故が相次ぎ、30人の犠牲者を出しています。今年4月にはモロッコで、6月には米国フロリダ州でも墜落する事故を起こしたばかりです。このような危険性の高い軍用機が日本の上空で訓練飛行するということは、国民の命や平穏な日常を脅かすことであり断じて認められません。全国知事会や関連市町村の首長も、反対や抗議の意見表明をしているところです。

よって、国におかれては、安全性の確立されていないオスプレイの配備、訓練飛行をさせないように強く要望します。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年7月30日

衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、防衛大臣 森本 敏殿、外務大臣 玄葉光一郎殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

同僚議員のご審議、ご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 提案説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。

事前に配付された内容から趣旨が変わっておりまして、本日確認をさせていただきました。本文中の最後のところに、「国におかれては、安全性の確立されていないオスプレイの配備」とあります。安全性が確立されればオスプレイは配備をしてもいいという考えなのかをお聞きするのが1点と、またこの安全性が確立されていないオスプレイというふうに表現されているこのオスプレイについて文中で「危険性の高い軍用機」と書

いてあります。この危険性の高さ、オスプレイがどれほど軍用機の中で危険性が高いのかについてお調べになっているかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） まず、最初の質問でございますが、「安全性の確立されていないオスプレイの配備、訓練飛行をさせないように」と文章に書きました。この安全性の確立されていない、だから安全性が確立されたらいいのかということでございますけれども、今の段階では政府のほうも安全性を確立されていないこのようなオスプレイについては、日本の上空では飛行させないという方向でいっていると伺っています。このただ安全性の確立、今のこのオスプレイの米国においても事故を起こし、そして今まで過去5年間で30回の事故を起こしているこのオスプレイの飛行でございますので、これから見ましても根本的にこのオスプレイの整備を変えない限りは安全性が確立されるとは思えません。それで、私どもはこの安全性の確立されていないということで十分配備はしないということを政府に伝えることができると思いこれをつけました。

そして、オスプレイの軍用機ということを書いておりますが、今日本の上空で低空飛行、6ルート低空飛行ルートがありますけれども、その中で戦闘機が低空飛行しております。で、そこにこのオスプレイが入ることになりますと、非常に今以上にその回数も、飛ぶ回数もふえてきます。そして、このオスプレイにはエンジンが故障したときに不時着を想定してするときのそのオートローテーション機能というものがもともと設置をされていないと聞いております。で、機能がされていないのでそれに対して必ずそのオートローテーション機能がないので事故を発生するという想定は軍用機であります。で、アメリカ国内でも反対のある危険なオスプレイをなぜ日本の上空に持ってきて低空飛行訓練とともにオスプレイを飛行させるのかということに対しては反対せざるを得ません。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。それではもう1点お伺いをいたします。

現在私が調べましたところ、アメリカ側は地元の懸念を理解し、アメリカ兵士の安全と同様に日本の国民の安全に留意して緊密に連携をしたいということで、日米合同委員会で話がなされております。

そして、また7月20日付の読売新聞ですが、中国と台湾が領有権を主張している日本の尖閣諸島をめぐる、主権のためなら日本と一戦交えてもいいと考える中国人が9割、台湾で4割に上るという世論調査が出ております。尖閣諸島に対してこういう世論調査が出ておまして、またこのオスプレイの配備に対して同じくこの中国系、中国共産党系機関紙において、配備の目的は尖閣諸島防衛にあるというふうに反応をしております。これはオスプレイが日本にとって十分な抑止力としての存在であるということが中国側

にとってしてもとられる状況にあります。オスプレイの配備はアメリカから言えば、この現在アジア地域の不安定な状況を安定化させるための一抑止力として配備を行います。つまり戦争の回避です。そしてまた、しかしながら日本側はこのオスプレイを配備することによって墜落の危険性を同様に懸念をしております。しかしながら、合同委員会においては国民の安全を十分に考慮するというふうにしてありますので、まずオスプレイが墜落をすることを想定した対応を現在はアメリカも考えているというふうに私は考えております。

そういったところで、この1機のヘリが墜落する危険性なのか、戦争が勃発する危険性なのか、どちらが危険なのかということで、このオスプレイの配備と尖閣諸島問題についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今有元議員がおっしゃいましたように、報道の中では中国、台湾が、中国にしてはその尖閣諸島の問題でマスコミ等にも取り上げられておまして、領有権のことで問題にはなっておりますが、私はこのオスプレイのこの軍用機に対して、今これを認めますと、日本の上空にこの危険なオスプレイが来る、それでその直下にある日本国民、そしてオレンジルートのこの直下であります香美市民に不安と飛行のたびの不安と、そしていつ落下、事故になって、なるかもしれないというその、そういう恐怖感、それに対してが一番当面の課題ではないかと思っております。中国、台湾からの攻撃、それによって戦争になるのではないか、それを抑止している抑止力のために米国が軍用機を日本上空で訓練をしているんだと、日本を守っているんだという言い分だと思えますけれども、私はそうは思っておりません。ちょっと古い資料でございますけれども、1992年に当時国防長官であったディック・チェイニーという長官がアメリカにありますが、そのときにそのときの議会で「米軍が日本にいるのは、日本を防衛するためではない。米軍が必要とあらば常に出動できる前方基地として使用できるようにするため。加えて日本は駐留経費の75%を負担してくれる」とまで発言している、思いやり予算はありがたいというようなことを述べております。私は、もしアメリカの軍用機が日本の国民を守り、するためであるためならば低空飛行の中にオスプレイを配備、そして飛行することはないものと考えます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 提案者、提出者にちょっとお尋ねをしたいんですけれども、これ全国知事会やですね関連市町村首長も反対や抗議の意見表明しているところだと、こういうふう書いてますよね。最近ちょっと私も高知新聞でいろいろとチェックもしてみたんですが、例えばですね沖縄の仲井眞知事がですね27日に基地所在地自治会というものをですね東京都内で開いたと、その中でそのオスプレイの沖縄配備に関して事故原因の究明と安全性の確認、県民への納得のいく説明の3点が沖縄の要求だと、この

ように言っておりますが、これを見るとですね別にその反対とかですね抗議とかいうね、この配備と飛行訓練についてのものではないようにも思えますし、それからそのほかにも、黒岩これゆうじと読むんでしょうか、神奈川県知事と仲井眞知事が同じ日でしょうか、在日の米大使館でトン臨時代理大使と会談して、米海軍垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの日本配備で機体の安全性確保を最優先するように要請したとこのような記事があります。なんかこう反対しているとか抗議しているということじゃなくって、その飛ぶことについてとにかくその安全性というものを最優先にしてくださいよというふうに言っているとしか私には思えないんですけども、そこら辺の見解はどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 沖縄の報道のことを山崎議員がおっしゃいましたけれども、沖縄は、今岩国基地に23日の早朝に12機配備されまして、8月中に沖縄の宜野湾市の普天間基地に移動をすると、そこを根拠地として低空飛行を始めるということはもうわかっておりまして、その沖縄の宜野湾、今あります宜野湾市の普天間基地というのは、世界一危険な基地と言われております。その周辺200メートルのところには保育園も病院もあるわけです。民家もたくさんあります。もともと沖縄の県民の皆様の土地であったところを基地にしたものでございますので、そういうふうな大変危ないところに普天間基地はあるわけです。そこに危険な安全性の確立全くされていない、さまざまな事故も起きてるオスプレイを配備をするということで、沖縄の県民の皆さんのその不安、そして反対されてることのほうが私は強いと感じております。この8月5日にも沖縄のほうでは国民大運動と称しましてオスプレイの反対、そして安全を求めるものを、求めるための県民集会を開く予定で進んでいると聞いております。私は沖縄県民の思い、戦争は終わりましたけれども沖縄県には数々の基地があります。常に不安に脅かされる毎日です。それを思いますとこれ以上の不安を助長させるような、授業にならないような騒音の中での子どもたちの様子を考えると、オスプレイの配置、飛行については反対せざるを得ません。

そして、全国知事会も19日に行われました。現状での配備反対は緊急決議をしなければならないということになりました。高知県の尾崎知事も配備自体は非常に危ないということをおっしゃっています。私はやはりこの香美市議会として今この臨時議会において緊急を要する、そして香美市の住民の命と暮らしを守るためにもこのオスプレイの配備、飛行をさせないように求める意見書は提出したいと思っております、思っておりました。

○議長（西村芳成君） ほかに。

はい。3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） どうも言うたことに答えられてないような気がするのですが、そのさっき紹介したですよコメントが、私はその濱田さんの自説をるる聞いているわけじゃなくって、そのことについてどのように考えるかということをお尋ねをしている

わけで、そのことについてお答えをいただければ一番うれしいんですけども、次もう1つ言うのですねまた自説を語る述べられるかもしれませんけれども、尾崎知事のね話が先ほど出ました。尾崎知事もですね7月27日これは高知新聞の記事ですけども、「オスプレイ、懸念伝えよ」ということでこの記事によりますと、尾崎知事は野田佳彦首相が16日に「配備自体は米政府の方針でどうしろこうしろという話ではない」と、こうつい本音を言うてしもうたわけですね。そこで尾崎さんはこう言いました。「なぜ首相が言ってしまったのか」とね、そのことを。ということは尾崎さんの思いを僕がちょっとしんしゃくすると思うとですね、そういうことによって安全性に対する対策というものが、対策をしないための何かその言いわけにされているように多分とったんじゃないでしょうか。その後、その次にだから尾崎さんはこう言っています。「何もなさずにずると事態が進もうとしている、それで本当にいいのかと疑問し、日米防衛担当者会議などでのしっかりとした対応を求めた」ということで、その反対とか抗議というのはちょっとあるかもしれませんが、しっかりと対応してくれということについては、でもそのことも含めてそもそもお聞きをしたいわけですけども、そのオスプレイの配備、そして飛行訓練というものに対して、その日本の国がですね今の日米安保の体制の中でその安保というものをしっかりと国防戦略の主体としてやってる中で、本当にそれが届けられるものなのか。そういうことができるというふうにお思いでしょうか。その点をまずお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 日米安保条約がある中で、こういうことができるかということだと思えますけれども、日米安保条約は確かにありますけれども、それで低空飛行を、日本に基地もあり低空飛行もあるわけですね。で、その、この意見書はそのあくまでもそのオスプレイを配備、訓練飛行させないように求める意見書でありまして、その今のその日米安保の是非のところまで踏み込んだ意見書とは思っておりません。で、実際その今山崎議員がおっしゃいましたその安保がある中でこれを出すのはということにつきましては、実際その日米安保条約の第10条には、10年を条約を結んで10年を経過した後は、どちらかが破棄すると言えれば1年後には廃案になるということは条約には明記されております。私はこのオスプレイをとにかくまずは、まずはその飛ばそうとしている岩国基地に来ているオスプレイをまずは配備しない、飛行させないっていう当面の課題で住民を守るためにこれを提出したものでございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。

提出者に再度お尋ねしますが、当初有元議員から質問がありましたけど、そのご答弁の中で私が十分に理解ができなかったもので同じことをお尋ねしますが、そしたらこれのオスプレイがその安全性が確立されれば配備、飛行はよいというのでしょうか、端

的にお答えをください。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） オスプレイが今日本の上空の低空飛行のルートの中でいろんなアメリカ軍の戦闘機が練習、低空飛行の練習をしております。それを、それと、それをプラスしてオスプレイを飛ばすということに対して、私はオスプレイの整備、もちろんそしてそのプラスすることによる住民へのより大きな、今まで以上の大きな災害、そして恐怖感を助長させるものと、そういうふうな全てのことにに関してオスプレイの安全、住民の安全、それが確立しない限りはオスプレイの配備、訓練飛行はさせないということを要望するものです。だから、そのすべて安全性の確立してるということ的前提があるならば、そのオスプレイの配備もう今既に配備はしております。しかし、今の現状ではオスプレイは改良が必要だという声も聞いておりますので、安全性は確立しようが、今の段階のオスプレイでは確立のしようがないと考えております。で、それからしましたら安全性の確立ができればという意味合いにとられることも仕方がないとは思っております。ただ、私はこの意見書の中で…。

○議長（西村芳成君） 濱田議員、簡潔に答えてください。

○5番（濱田百合子君） はい。意見書の中で冒頭に安全性の確立していないを入れませんでした。それはやはりそのオスプレイという軍用機そのものに対しての配備、訓練飛行をさせないよう求める意見書として国には提出したいと思ったからです。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） いろいろとお話伺いましたし、我が香美市の上空も私住んでいるところこのオレンジルートの直下に当たるわけで、非常に危険だということでは思っておるわけでありまして、私はこのことについてはどうかなというふうに今考えておりました。しかしながら、アジア情勢とかいろいろなことを見たときに、私は配備もこらやむを得んと思うのは基本にはあるわけですけれども、この今回の意見書の最後のほうの依光さんも今質問もしましたけれども、安全性の確立されていないオスプレイの配備、の飛行訓練はさせないということでありまして、これは市民を十分に納得させるだけの説明がされたときには配備はしてもえいのかというような質問であったかと思えますし、私もそのように思っておりましたところ、今のお答えをお聞きをしますと、どうもこの安全性というものは見えないと、安全性というものは確立することはないようなお話でございましたので、私はちょっと考えも変わりました。どうもありがとうございました。

（笑い声あり）

○議長（西村芳成君） 前田議員、質疑ですので質疑をしてもらわないかん。

○19番（前田泰祐君） そのところのですねことにつきましてはですね、安全性の確立されていないオスプレイの配備というところで再度になるかと思えますけれども、これは今言いましたように住民を十分に納得させるだけのよね、その安全性の確立の説

明ができるのかと、それをしたときにはこれは反対にこの配備をしてもよいというふう
に受け取れるわけですがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

「賛成者として」という声あり

○議長（西村芳成君） いやいや、ちょっと待って。討論じゃございませんので。

「賛成者としては討論できませんの」という声あり

○議長（西村芳成君） いや、濱田議員。まず。

濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 軍用機である以上、オスプレイが軍用機である以上、飛行
訓練のための軍用機である以上安全性が確立されるとは考えることはできませんけれど
も、安全性が確立される、それはオスプレイというその軍用機ではなくて、安全性の確
立された住民にとって不安を助長させないようなもの、例えば今実際飛行しております
ものであればこのことは従来どおりのやり方でいいと思います。そして、これは安保条
約のことを云々と言う意見書ではございませんので、安保のほうまで踏み込んだ考えの
もとで出しておりませんので、その分をお考えいただきたいと思います。安保の問題
になりますとまた別の意見書の内容になるかと思えます。当面緊急を要するこの議会で
緊急を要する議題と思われましたので、オスプレイに限局して私はこの意見書を提出し
たいと考えたものです。

○議長（西村芳成君） 質疑も随分ありましたので、ここのあたりで質疑を終了させ
ていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） はい。質疑はこれで終わらせていただきます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対の方の発言を許します。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。意見書案第11号に対しまして反対の立場
で討論を行います。

言葉足らずですので文章を引用させていただき説明を行ってまいります。2012年
7月27日更新、産経ニュースホームページより引用させていただきます。

オスプレイは現行のCH46ヘリ、シーナイトに比べ速度や行動半径、積載量などを
格段に向上させ、米海兵隊の能力や日米同盟の抑止力の実効性を大きく高める。日本を
取り巻く安全保障環境が悪化する中で、日本自身のためにもその配備は欠かせない。米
政府もオスプレイ導入が日本防衛のための同盟の責務遂行に極めて重要としている。日
米合同委員会では、アメリカ側は地元の懸念を理解し、アメリカ兵士の安全と同様に日
本国民の安全に留意して緊密に連携したいと約束した。注目すべきは第一陣の12機が
米軍岩国基地に搬入されたことを受けて、中国共産党機関紙、人民日報系の環球時報が

配備の目的は尖閣諸島防衛にあるとする記事を大きく掲載したことだ。中国は漁業監視船など政府公船による領海侵犯を繰り返し、尖閣諸島や周辺海域の権益奪取の意図を明確にしている。オスプレイ配備で日米の抑止力が強化されることを認める反応とも言えよう。国内の反対論には最初から危険なものと決めつけたオスプレイ恐怖症や安全保障上の意義や必要性に聞く耳を持たない姿勢も見られる。政府がこうした流れに安易に迎合するようでは国民の生命や安全は守れない。防衛省はオスプレイの墜落事故を検証する分析評価チームを設置し、アメリカ政府の調査報告を独自に評価する体制を整えた。首相を先頭に安全性を確保しつつ10月に予定される運用を着実なものにすることが極めて重要だ。引用終了とあります。

このオスプレイの性能は現在バランスを失いつつあるアジア情勢に対して抑止力となるものであります。また、我々が知っておきたいことを紹介させていただきます。

2012年7月20日、18時36分更新、読売新聞より引用。

中国と台湾が領有権を主張している日本の尖閣諸島をめぐり主権のためなら日本と一戦交えてもいいと考える人が中国で9割、台湾で4割に上ることが中国、台湾メディアの共同世論調査で明らかになった。調査は中国の人民日報系の国際問題専門紙、環球時報と台湾の有力紙、中国時報が実施した。それによると、軍事行使を含む各種手段による主権保持を支持するかという設問に対し、支持するが中国で90.8%、台湾で41.2%だった。不支持は中国で5.2%、台湾で31.6%、日本が同諸島の国有化方針を示す中、温度差はあるものの中国、台湾双方で対日強硬姿勢が盛り上がっていることが浮き彫りとなりました。引用終了とあります。

このように中国や台湾では、軍事行使を含む手段を国民が支持する危険な状況下において日米同盟による抑止力は極めて重要であると考えます。そういった点でも米国がオスプレイ配備に踏み切ったのは、米国の緊急展開能力が格段に上昇し、南方、東方海域への進出意欲を隠さない中国、また核兵器やミサイルの開発を続け国際社会に脅威を与え続ける北朝鮮を牽制する意味からも、米国はオスプレイの役割を重視しているためであろうと言えます。しかしながら、試作段階から含めた過去の事故により、その危険性に対する国民感情が少なからずあるわけですが、日米両政府は27日にワシントンの国務省において外務防衛当局の局長級協議を開き、海兵隊がアメリカ軍普天間飛行場へ配備予定のオスプレイの安全運用を確保するために、日米同盟委員会で議論を加速させることが決まっており、日本政府側は住民の間に不安が広がっている現状をアメリカ側に伝え、安全性の確認なしに飛行は認められないという立場を強調し確認の徹底を要請し、それにアメリカ側も協力を約束しています。

また、7月29日日曜日、13時17分更新のヤフーニュースより引用をいたします。

森本防衛大臣は、29日朝のフジテレビ新報道2001に出演し、アメリカ軍の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備について、アメリカの言いなりになってはならないと述べ、日本政府独自で安全性について確認する姿勢を強調した。自民党の石波元防衛相は

「何のためにこれ（オスプレイ）を持ってくるのってことはもっとちゃんと説明しないといかんですよ。アメリカが配備するって言ってるから仕方ないですでは、日本国政府の責任を果たしたことになる」と述べた。森本防衛大臣は、「アメリカの言いなりになるようなことがあってもいけない。日本が飛行の安全について責任を持つという姿勢は国民にきちっと示さないといけない」と述べ、25日に立ち上げた調査チームなどで安全性の確認を独自に行う姿勢を強調した。さらに、「オスプレイの配備が日本周辺での抑止力の向上につながると認識を示した上で、飛行の安全性を確認しながらアメリカ軍に能力向上のためのシステムを根づかせていくかがこれからの課題」と述べた。また、8月のアメリカ訪問の際に検討されているオスプレイの試乗について、固定翼から回転翼への転換が行われるときにどのように安定的に飛行するかを自分で体験したいと強い意欲を記した。とここまでが引用でございますとあります。

現状から言えば、政府は現在国民の不安を十分に理解し対応を行っているということは十分に理解ができようかと思えます。国として現在国家の平和と国民の安全を十分に審議が、審議する体制があると判断できる状態にあるとともに、現状の国家の安全、また戦争回避の上でも国の現在の自衛能力を考えれば配備には反対とは言いかねます。

先ほども質疑の間で申し上げましたが、オスプレイはその墜落をしたという事故がございます。実際に調べましたところ、10万時間飛行当たりで実際に事故が起きた件数、日本に配備されるオスプレイMV22については10万時間で1.93件、そして現在アメリカ軍で使用しているヘリコプターCH46、これが1.11件、海兵隊の平均の事故率が10万時間当たり2.45件で考えれば、海兵隊の平均事故率より低い状態にあります。しかしながら、アメリカのほうで使われております、アメリカの海軍が使用しているオスプレイCV22というのがあります。これは10万時間で13.47件の事故を起こしていると。こういった点から考えれば、オスプレイが危険などではなく軍用施設がそのものが危険であるということはもう読み取れることとございますが、現在のアジアの状況を考えれば、そしてまた日本の自衛能力を考えれば、この配備については私は反対ということはとても言うことができない状況にあるのではないかと思います。日本国政府に対しては沖縄の基地問題等は真摯に受けとめ、国民の感情をしっかりと理解した上で対応しなければいけない一面はあるとともに、しかしながら日本国は戦争を放棄した国でございます。戦争を回避するためにアメリカとの同盟の中でそのような対策に追随していく必要もまたあろうかと思います。

よって、このオスプレイを配備することで戦争が回避できるであろうと私は考えております。そういった点も考慮しまして、この意見書に対しては私は反対の立場をとらさせていただきます。どうか皆様のご判断をよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 自由クラブ矢野公昭でございます。意見書案第11号に賛成

の立場から討論をさせていただきます。

まず、最初に申し上げておきますけれども、私は日米安全保障条約を否定するものではございません。この条約によりまして、我が国は経済活動に専念ができ、そして現在の繁栄があるとの考えであります。しかしながら、だからといって全てにおいてアメリカの言うがままとは毛頭考えておりません。その1つが今回提出をされております意見書、オスプレイの配備、そして訓練飛行の件であります。議員各位もご承知のとおり、今年4月以降にモロッコ、アメリカ、そしてフロリダ州で発生しておりますオスプレイの墜落事故、これは人為的なミスのほか追い風、そして予期せぬ気流が一因との見方が浮上いたしております。現にアメリカ国防省系の研究所で分析に当たっておりますレックス・リボロ元主任分析官が、近くを飛ぶ他機により生じる乱気流の影響で墜落する危険がある上、日本国内の複数のルートで計画をしている低空飛行訓練は、山間地域では特に風の影響で操縦ミスを起こしやすいと警告をしております。また山間部での訓練は普天間周辺よりはるかに危険だと、このようにも言っております。

このような現況に鑑み、全国知事会は7月19日に現状での配備反対の緊急決議をしております。また、オレンジルートを有する本県の尾崎知事は、関係知事と連携しながら声を上げていきたい、このように述べ、7月26日の記者会見では安全性が確認されていないものに懸念を抱くのは県民、国民として当然だと強調し、国民の懸念を真摯に受けとめ相手に伝える政府であってほしい、このように政府の対応を批判しております。

オレンジルートはご承知の、ご存じのとおり、紀伊半島から四国山地を経まして瀬戸内海に抜ける訓練飛行ルートであります。本市もそのルートに入っており、とりわけ物部町、香北町では大きな影響があると考えざるを得ません。想定では地上60メートルという超低空飛行が行われることとなります。私たち議員はそれぞれの立場、地域から選出をされております。また、その思いはそれぞれに違うことも当然であります。しかし、香美市民の生活の安心と安全、そして生命、財産を守るという意味におきましては、全員が一致しておるものと確信をいたすものでございます。市民の代表といたしまして、今こそ政府に対し、安全性の確立されていないオスプレイの配備と飛行訓練を中止するよう声を上げるべきだと考えるところであります。

以上、意見書案第11号につきまして賛成の立場からの討論とさせていただきます。

議員各位のご賛同、よろしく願いをいたします。終わります。

○議長（西村芳成君） 次に原案に反対の方の討論はありますか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 3番、山崎眞幹でございます。意見書案第11号に反対の立場で討論をさせていただきます。反対というより賛成できないという立場なんですけれども。

まずですね、提案者質問のときにお答えになりましたけれども、これオスプレイの配備について安保問題ではないというふうにおっしゃったように思いますが、オスプレイ

配備を含めてですねこれは安保そのものでございます。そして、先ほど賛成者の方もですねさまざまなご心配をされておりました。私もその心配については共有する者として、新聞記事でも紹介させていただきましたそれぞれの主張を含め、同じところを心配しているというふうに私はっております。いみじくもですねこの安保条約といういわゆるその安全保障条約を国防戦略の柱としてとっている以上、皆さんご承知のようにこのオスプレイの配備については日本の国がどうのこうの言えるものではないと私は思っています。そういうことを含んだ上で安保というものを受け入れていると、そして先ほど賛成者も言われましたように、賛成討論でも言われましたように、そのことによって戦後六十何年かの間、日本はさまざまな便益を得てきたわけでございます。ですから、何が言いたいかといいますと、そうですねこのことについてじゃあ何でそのアメリカがこの安保の中でこの沖縄というものにこのオスプレイというものを配備しようとしたかということについては、その反対討論された有元議員のさまざまな紹介で皆さんある程度のことはおわかりになったかもしれませんが、いわゆるその米国の西太平洋戦略の中に位置づけられております中国とか朝鮮半島、フィリピン等の国や地域をどうやってコントロールしていくかというそのアメリカの長期的なビジョンの中で策定されているものでございます。

翻って、このですね意見書を読ませていただきますと、最後のところですが「よって、国におかれては、オスプレイの配備、訓練飛行をさせないように強く要望します」ということですね。これは配備させないように要望することはできないんです、国の立場として。それは日米安保についてはさまざまな個人的な意見はあると思いますけれども、それを受け入れてる以上そのことについてはできないのがルールだと私は思っています。ですから、そういう、野田首相もつい本音を言ってしまってそんなことはできないんですよと言ってしまった、そこが鳩山さんとの違いかもしれませんが。できないことをですね現在国がさまざまな安保ということがあってできないことをそれを市議会として要望していくということ自体、私は議会の見識が問われるというふうに思います。その意味からも私はこの意見書に反対をする者で同僚議員のご賛同をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に原案に賛成の方の討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから意見書案第11号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。賛成者、反対者同数でありますので、地方自治法第116条第1項で、議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによるとして過半数の原則を規定してお

りますので、同数でありますので、議長の決することをしなくてはならないと思いますので、私はこの意見書案第11号に賛成の立場を表明をいたします。

以上の結果から、賛成多数であります。よって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

以上で今議会に付された議案はすべて議了し、全日程を終了しました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

平成24年第4回香美市議会臨時会は本日一日でありましたが、議員各位の慎重な審議の結果、平成24年度香美市一般会計補正予算（第3号）を初め、提出されました議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。補正予算が可決されましたので、執行部におかれましては災害をこうむられた物部町地域の皆さんが一日も早く日常生活に支障のない生活ができるように災害復旧に最大の努力をしていただきたいと思います。

また、これから本格的な夏場を迎えて暑さも一段と厳しくなっておりますので、議員各位、執行部の皆さんには健康に留意され、住民福祉の向上に市政発展に努められるようお願いを申し上げます。

これで第4回香美市議会臨時会を閉会をいたしますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜りスムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） どうもありがとうございました。

（笑い声あり）

○議長（西村芳成君） これをもって平成24年第4回香美市議会臨時会を閉会をいたします。

（午前11時16分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 4 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成24年第4回香美市議会臨時会
会期及び会議（審査）の予定表

| 会 期 | 月日（曜日） | 会 議 等 | |
|-----|--------------|-------|--|
| 第1日 | 7月30日 （月） | 本会議 | <ul style="list-style-type: none">・ 会議録署名議員の指名・ 会期決定・ 諸般の報告・ 議案提案 説明～採決 |

議会運営委員会の協議結果の報告

（平成24年第4回香美市議会臨時会）

平成24年第4回香美市議会臨時会について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1. 臨時会の会期及び会議について

- （1）会期は本日1日とします。なお、会議の都合により会期の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- （2）会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。

2. 意見書案について

意見書案第11号を追加議案として上程、審議します。

意見書案第11号

オスプレイを配備、訓練飛行させないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成24年7月30日 提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 〃 竹平豊久

賛成者 〃 比与森光俊

オスプレイを配備、訓練飛行させないよう求める意見書（案）

7月23日、米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ12機が米軍岩国基地に陸揚げされました。米軍の計画によると、試験飛行などを経て8月中には沖縄県の普天間基地に配備し、10月初旬から本格的に運用する方針を示しています。飛行訓練ルートは本州、四国、九州と日本列島のほぼ全土に及び、本県上空のオレンジルートも対象となっており、本市にも直接影響があります。

オスプレイは開発段階から事故が相次ぎ、30人の犠牲者を出しています。今年4月にはモロッコで、6月には米国フロリダ州でも墜落する事故を起こしたばかりです。このような危険性の高い軍用機が日本の上空で訓練飛行するということは、国民の命や平穏な日常を脅かすことであり断じて認められません。全国知事会や、関連市町村の首長も、反対や抗議の意見表明をしているところです。

よって、国におかれては、安全性の確立されていないオスプレイの配備、訓練飛行をさせないように強く要望します。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年7月30日

| | |
|--------|--------|
| 衆議院議長 | 横路孝弘殿 |
| 参議院議長 | 平田健二殿 |
| 内閣総理大臣 | 野田佳彦殿 |
| 防衛大臣 | 森本敏殿 |
| 外務大臣 | 玄葉光一郎殿 |

高知県香美市議会議長 西村芳成

平成24年7月香美市議会臨時会議決一覧表

1. 議案関係

| 事件の 番号 | 件名 | 議決結果 | 議決 年月日 |
|----------------|---|------|-----------|
| 承認 第 10 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市一般会計補正予算（第2号） | 承認 | 24. 7. 30 |
| 議案 第 67 号 | 平成24年度香美市一般会計補正予算（第3号） | 可決 | 24. 7. 30 |
| 意見書案 第 11 号 | オスプレイを配備、訓練飛行させないよう求める意見書の提出について | 可決 | 24. 7. 30 |